

～抄録～

[論 説]

拡張バランススコアカードとソフトウェア企業

上山俊幸

企業の経営戦略に関しては、その策定と実施計画、戦略に関わるコミュニケーションとモチベーション、評価、など検討すべき項目がある。本稿では、管理会計という枠を越えて、その効果が期待され、我が国の企業でも導入したり、あるいは検討し始めたりしているバランススコアカードについて、経営戦略との関連で吟味している。それを受け、経営戦略を策定し、遂行して、最終的には評価が行えるようなフレームワークが求められている現状を踏まえて、そのひとつのソリューションとして拡張バランススコアカードを提案している。ここで提案している拡張バランススコアカードの重要な点は、戦略策定においても中心的な役割を果たすこと、策定する戦略の検討漏れを防止すること、そして戦略策定からその実施計画と遂行、さらには組織化、評価に至るまでの一連の活動に使用できることであると述べている。そのなかで、ソフトウェア企業を取り上げ、拡張バランススコアカードを適用した場合の課題について議論している。

世界システム論とグローバリズム —近代世界システム概念の吟味—

熊岡洋一

本稿では、1960年代に登場した日本における世界資本主義論、1970年代以来のアメリカにおけるウォーラースteinの理論、「南」の立場を鮮明にしたフランクとアミンの理論を取りあげ、各世界システム論における近代および資本主義概念について検討した。日本における世界資本主義論、ウォーラースteinおよびアミンの世界システム論では、1500年後のヨーロッパの優勢を認めつつ、21世紀におけるその転換の可能性が論じられている。これに対しフランク世界システム論の新説は、世界システムの連続説を主張するとともに、18世紀までのアジアの優勢について論じ、ヨーロッパ中心主義史観の克服という課題を提案した。現代世界経済は北米、EU、東アジア（東北および東南アジア）という3極の成長センターを形成しているといわれるが、とりわけ東アジアの歴史分析のためには、従来の歴史理論と概念では捉えきれない問題が生じる。いまわれわれには、

フランクの新説が試みたような新しい理論仮説と概念構築の試みが必要とされている、と指摘した。

イギリスの金融市場改革と Secondary Banking Crisis —わが国の「バブル」経済との比較研究という視点から—

清水 正昭

近年、金融の自由化・規制緩和が行われた多くの国で、「バブル」の発生と金融危機を経験してきた。何故、金融市場改革のなかで金融システムは不安定化するのか。この問題の解明は、今日、刻下の急務を要する課題の一つである。

イギリスでは、割引市場を中心とする伝統的な短期金融市場と新たに興隆した並行市場との市場統合を果たすために、1971年9月CCCが導入され、金融の自由化・規制緩和と市場改革が推し進められた。しかしその直後、不動産「バブル」とSecondary Banking Crisisと呼ばれる金融危機が発生した。わが国の1980年代後半の「バブル」の発生・破綻と酷似した過程を経験したのである。これらのこととは、「バブル」の発生は決して偶発的・例外的な経済現象ではなくて、金融市場が変貌していくなかでプルーデンス政策と市場規律に強制されながら、個別銀行資本の「流動性」の確保を目指すそれ自体としては「健全な」銀行行動が、かえって総体としての金融システムの不安定化を惹起するという、「合成の誤謬」とも言うべき市場経済固有の転倒性が、不可避的に貫徹した結果生みだされたものに他ならないことを示している。Secondary Banking Crisisは、この意味で、発達した金融システムが内包する固有の脆弱性を、金融自由化時代の開始とともに先駆的・普遍的に表現した金融危機であった。

構造化通信を基礎としたプログラミング言語の簡約意味論

久保 誠

本論文で構造化通信を基礎としたプログラミング言語の基本的な言語構造、操作的意味論、型システムおよび簡約意味論を提案する。提案された言語は、セッションとよばれる互いに通信しあう構造（相互作用）を基本概念として使い、それを多重に組み合わせることによってプログラムを単純かつ洗練された方法で構成できることを示す。また、操作的意味を与えるために簡約を基礎とした遷移系を提案し、観測を基にした等価性を定義した。また、この言語には、MLと同様な型推論システムを定義し、それによって型付けされたプログラムの動作で生じるプロセス間の通信パターンの整合性と妥当性を保証し、基本性質として型つけされたプログラムは、実行時に通信に対する不整合に関わる誤りをださないという性質を示す。また、簡約を基にした等価性を提案し、これが観

測を基にした等価性と同一視でき、かつ、規範的な等価理論になることを示している。最後に、簡約意味論による等価性と通信型システムの関連性を述べている。

欧洲会社（SE）の運営における従業員の関与

松田和久

欧洲会社規則（以下「SE 規則」）に基づいて設立された欧洲会社（以下「SE」）は、その運営機関の形態として、経営権限が経営機関（management organ）に、監督権限が監督機関（supervisory organ）にそれぞれ属する二層方式（two-tier system）と、経営権限と監督権限が執行機関（administrative organ）に属する一層方式（one-tier system）とのいずれかを、定款の定めにより選択することができる（SE 規則38条（b））。これはEU 加盟国の国内法において定める公開有限責任会社の運営機関について、二層方式を採用している場合（ドイツなど）と、一層方式を採用している場合（イギリスなど）とがあるため、既存の国内会社がSE にスムーズに移行できるようにしたものである。またいずれの方式においても、情報提供（information）・協議（consultation）・参加（participation）のいずれかの方法により、従業員の代表が会社における決定に対して影響力を行使することができ、これについて規制しているのが「欧洲会社への従業員の関与に関する指令」（以下「従業員関与指令」）である。本稿においては、SE の運営機関・従業員関与指令制定の経緯・従業員関与に関する規制について概説する。

最適資本構成の近似解

片岡方和

モジリアーニ・ミラー（1958）が、企業価値は完全市場において資本構成とは独立である旨発表して以来、最適資本構成の存在について多くの研究がなされた。

本稿では、①完全市場における企業価値は資本構成とは無関係であること②法人税の存在により負債（金融債務）に節税効果があること、さらに③資本構成における負債の比率が増加すると倒産リスクが高まる、との前提にたち、負債を変数として企業価値を示す関数について検討する。

関数の導出には、待ち行列理論における時間の経過を負債の増加に置き換えることにより、負債と倒産リスクの関係を明らかにし、当該リスクの価値（マイナス価値）を数式化して利用している。この関数から最適資本構成を得る。

これらの結果として、最適資本構成と現実の資本構成が異なる場合に、どのような財務上の意志決定がなされるべきかを示すとともに、倒産リスクに基づく企業価値の毀損

について、それを負担するステークホルダーについても検討を加え、当該ステークホルダーが企業に有する資本価値の修正を提案する。

大規模災害時における民間組織の応急体制 —生活協同組合の救済活動を中心事例として—

仲間妙子

2004年12月15日、政府中央防災会議は首都直下地震が発生した場合の被害想定を公表した。一番切迫しているとされる東京湾北部地震（M7.3）では、東京都東部から千葉県北西部にかけて震度6強の激震に襲われ、建物被害が85万棟、死者は1万1000人に達し、負傷者は20万人、生き埋めなどで自力脱出できない人は4万4000人、帰宅困難者は日中で650万人が見込まれるとした。切迫地震に対する早急なる対策の重要性が提示されたと言える。

本研究の目的は、これら緊急性を鑑みたうえで、直下型地震などの大規模災害時における民間組織の応急体制の質と量を検証し、大規模災害時の被害抑止、特に、人的被害の震害連鎖を遮断するルートと要因を分析することにある。

具体的な研究方法は、阪神・淡路大震災における“生活協同組合コープこうべ”が自治体と締結していた「災害時緊急物資協定」に注目し、都市部が被災地となった緊急時の応急生活物資供給の支援と初動救援体制の役割と効果を検証する。この結果から、大規模災害時の被害抑止となるべき応急対応のあり方と、災害に強い社会作りへのシステムを政策提案する。

〔研究ノート〕

マーケティング・リサーチ研究(2)

陸 正

本稿では、新製品の開発調査の出発点であるアイデアの創出をとりあげた。まずビジネスにおける創造性の役割を確認したうえで、創造性開発技法の新製品アイデア創出への活用を取り上げた。ラオらに従い、まだ満たされていない消費者ニーズを発見する方法として、フォーカスグループ、知覚マップ、ベネフィット構造分析、覆面ショッピング、プロブレム・リサーチ法、顧客満足度調査、消費者苦情分析、リード・ユーザー分析、またまだ満たされていない消費者ニーズの解決の方法として、リード・ユーザー分析、ブレーンストーミング、シナティックスをとりあげた。さらに潜在的な製品、ニー

ズを発見する方法として、形態学的強制結合法、感性分析にもふれた。最後に筆者が経験したアイデア開発の技法について米国での3例、日本での2例をとりあげた。

新製品のアイデア開発は、マーケット・ドリブン型の新製品開発では、開発の出発点として、特に重要であるが、テクノロジー・ドリブン型の新製品開発では、開発された新物質、新素材をどの製品カテゴリーで生かすかが中心となり、プロトタイプ開発後の製品使用テストを繰り返す中で消費者ニーズを発掘、確認する形であるためアイデア開発は副次的なものとなる。この分野ではマーケット・ドリブン型の新製品開発が主流の米国の研究が進んでおり、テクノロジー・ドリブン型の新製品開発がメインの日本であり活発でないのはこうした背景があるものと思われる。

市民型公共事業を評価する新たな環境会計手法の開発 —環境再生事業のための環境会計—

吉田 寛

従来の環境会計報告書は、報告主体は環境を破壊する者であることを前提として作成されている。その内容は、環境に対してどのような姿勢で取組むかを示し、行動指針と具体的な行動計画とその結果を示している。

その一方で、利益を前提とせずに環境再生を行う主体が出現している。

自然環境は前世代から継承する。前世代から継承した自然環境を、現世代も将来世代に継承しなければならない。将来世代に対して自然環境を継承するという責任を現世代は負う。次世代に対する責任を果たすためには、破壊した環境を再生しなければならない。環境を破壊する者が、環境再生事業の需要者である。環境再生をおこなう者が供給者となる。供給者にも適切な評価が行われ、適切な対価が支払われなければならない。

この研究ノートでは、霞ヶ浦流域の環境再生事業に大きな貢献をしている特定非営利活動法人アサザ基金の成果報告書を示した。次世代に環境を継承するために、環境を再生する者のおこなうべき会計報告方法の一案である。

会計ディスクロージャーの研究 —主として会計帳簿の閲覧権について—

角 信 明

会計ディスクロージャーには、大きく分けて「計算書類」及び「監査報告書」と「会計帳簿」に関するものがある。前者が商法で「株主」「債権者」両者にとって、ある程度システム化されているのに対し、後者は商法293条ノ6で3%以上の議決権を有する「株主」にのみ会計帳簿閲覧権を認めているものの、実際に閲覧が認められる例は少なく以前から「画餅」との批判があった。こうした中、平成16年7月1日、株主の会計帳簿閲

覧権を広く認める判決が出たことは意義がある。

しかし、3%未満の株主及び債権者については会計帳簿閲覧権の規定がなく、これらの者が会計帳簿の閲覧請求をするには、本案訴訟と並行して民事訴訟法223条の「文書提出命令」の制度を使って会計帳簿の提出を求めなければならない。すると「文書提出命令」は、文書の所持者が「文書提出義務」（民訴220条）を負う場合に出されることから、3%未満の株主及び債権者の会計帳簿閲覧権の有無の問題は、「会計帳簿」が「文書提出義務」を負う文書であるか否かの問題となる。この点、「会計帳簿」は民訴220条1項乃至3項には該当せず、また立法趣旨及び最高裁の見解を勘案すると、4項の「自己使用文書」にも該当しないことから、私は、「会計帳簿」の所持者はその提出を拒むことはできないと解釈する。

従って、「3%以上の株主」だけでなく、「3%未満の少数株主」あるいは「債権者」であっても、帳簿閲覧権は事実上認められるが、後者はその手続きにおいて、本案訴訟の中で申し立てをしなければ閲覧できず、あまりにもバランスを欠く制度といわざるを得ない。そこで、私は、商法293条の6の規定に立法論として「3%未満の少数株主」及び「債権者」も追加すべきと考える。